

平成16年度

包括外部監査結果報告書

佐賀県包括外部監査人

乗 田 泰

包括外部監查結果報告書

目 次

テーマ1	佐賀県東部工業用水道局の財務事務の執行について	1
第1.	外部監査の概要	2
1	外部監査の種類	2
2	選定した監査のテーマ	2
3	監査テーマの選定理由	2
4	監査の方法	3
5	包括外部監査人及び補助者	3
6	外部監査の実施時期	3
7	利害関係	3
8	語句の説明	4
第2.	工業用水道局の概要	4
1	設立の趣旨	4
2	工業用水道局の沿革	4
3	組 織	5
4	施設設備の概要	6
5	事業の概要	9
6	財務の状況	13
7	施設設備の改良状況	21
8	入札の状況	23
第3.	監査結果	26
1	開発費について	26
2	修繕引当金について	27
3	企業債の起債について	29
4	減価償却について	30
5	入札に係る予定価格の算定について	30
6	随意契約について	31
第4.	監査意見	34
1	収益の計上時期について	34
2	退職給与引当金について	35
3	棚卸資産の管理について	36
4	企業協力金について	36

5	新規需要家の獲得について	37
テーマ2	私立学校等に対する補助金の執行について	41
第1.	外部監査の概要	42
1	外部監査の種類	42
2	選定した監査のテーマ	42
3	監査テーマの選定理由	42
4	監査の方法	43
5	包括外部監査人及び補助者	44
6	外部監査の実施時期	44
7	利害関係	44
8	語句の説明	44
第2.	外部監査の対象	45
1	補助金の意義	45
2	補助金の交付手続	45
3	佐賀県の普通会計歳出の推移と 私立学校等に対する補助金の推移	48
4	外部監査の対象とした私立学校等に対する補助金	52
第3.	監査結果	56
	私立学校運営費補助の実績報告書の提出期限について	56
第4.	監査意見	57
	私立学校運営費補助金のありかたについて	57
1	私立学校運営費補助金交付額の計算方法について	57
2	私立学校運営費補助対象経費の算定方法及び金額検証について	60
3	私立学校運営費補助金の安全対策割について	66
4	私立学校運営費補助金の交付額について	67
5	私立学校運営費補助金の配分計算について	68
6	私立専修学校運営費補助金について	71
7	定員について	72
8	私立学校法人が留保している設備更新のための資金額について	72
9	私立幼稚園特殊教育費補助金について	74

1 0	私立学校施設設備整備費補助金について	7 5
1 1	私立学校教育研修事業費補助金について	7 5
1 2	私立学校退職基金社団等補助金について	7 6
テーマ 3	中山間地域等直接支払制度等の補助金の執行について	7 9
第 1.	外部監査の概要	8 0
1	外部監査の種類	8 0
2	選定した監査のテーマ	8 0
3	監査テーマの選定理由	8 0
4	監査の方法	8 1
5	包括外部監査人及び補助者	8 1
6	外部監査の実施時期	8 2
7	利害関係	8 2
8	語句の説明	8 2
第 2.	外部監査の対象	8 2
1	中山間地域等直接支払制度の概要	8 2
2	中山間地域農業農村活性化支援事業の概要	8 9
第 3.	監査意見	9 1
1.	中山間地域等直接支払制度について	9 1
2.	中山間地域農業農村活性化支援事業費補助に係る 系統施行について	9 3

第1テーマ 佐賀県東部工業用水道局の財務事務の執行について

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した監査のテーマ

佐賀県東部工業用水道局の財務事務の執行について

なお、監査対象期間は平成15年度（平成15年4月1日より平成16年3月31日まで）。但し、必要と認めた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

3. 監査テーマの選定理由

工業用水道は、昭和12年川崎市の地下水大量汲み上げによる地盤沈下対策として給水開始された。その後工業用水法（昭和31年）は、特定地域における工業用水の合理的な供給確保と地下水源の保全、その地域における工業の健全な発展と地盤沈下の防止を目的に制定された。さらに工業用水道事業法（昭和33年）が、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図りもって工業の健全な発達に寄与することを目的として制定された。しかし工業用水の水源確保等に時間を要し、工業用水の供給と需要にギャップが生じ、さらには企業において節水など水使用の合理化が進み、工業用水の供給能力に対し需要が60%程度と課題も多いのが現状である。

佐賀県東部工業用水道局（以下工業用水道局と言う）は昭和41年度より給水を行っている。工業用水道事業は工業用水の安定供給が最大の任務である。しかし昭和55年度までは経常収支はマイナスであったため、昭和51年度より平成9年度までは受水企業に企業協力金を給水料単価に加算して収入を得て財務内容の改善に当てていた。また工業用水道事業は多額の設備投資が必要であり、かつ耐用年数が比較的長い装置産業の典型ともいえる。

工業用水道局も計画給水量日量10万 m^3 に対し実績給水量日量6万 m^3 と計画を大幅に下回っており、新規需要先の開拓がスムーズに行っていないのも事実である。従って、財務内容の健全性の検証は工業用水の安定供給と深く関連している。

4. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 会計処理の適正性
- ② 企業債の償還可能性
- ③ 設備の更新投資に対する留保資金の十分性
- ④ 入札の適正性の検証

(2) 主な監査手続

- ① 会計帳簿等を調査し、工業用水道局の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- ② 施設設備の建設更新及び業務委託契約に関して入札関係書類、契約書類その他の書類を調査し、工事等の財務事務の執行が法令及び規則等に準拠しているかの検証
- ③ 耐用年数が経過した設備等の更新計画が妥当なものであるかの検証
- ④ 財務書類等の分析等による企業債の償還可能性及び設備の更新投資に対する留保資金の十分性の検証
- ⑤ 貯蔵部品等の保管状況の検証
- ⑥ 施設設備の点検状況の検証

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田泰
補助者	税理士	古賀直

6. 外部監査の実施期間

平成16年8月24日より平成17年3月4日

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。

8. 語句の説明

工業用水道局の監査にかかる本報告書において、「監査結果」及び「監査意見」を記載しているが、それぞれの意味は次の通りである。

監査結果……………一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

監査意見……………一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

工業用水道局の監査にかかる本報告書において記載している関係法令等の略称の正式な名称は次の通りである。

「法」……………地方公営企業法
「令」……………地方公営企業法施行令
「財務規程」……………佐賀県東部工業用水道財務規程

第2. 工業用水道局の概要

1. 設立の趣旨

県東部地区の産業基盤の整備を目的として、地域内の既存企業の振興はもとより、新規企業の誘致を積極的に推進し、中核的な内陸工業地帯の形成を図り、県勢の発展に資することを目的として設置された。

2. 工業用水道局の沿革

第1期工事

鳥栖地区の企業に給水するため、昭和37年度から昭和40年度までに取水施設、浄水施設及び送配水施設の建設。

建設費 : 484,000千円

財 源 : 企業債 480,000千円
 出資金 4,000千円
 給水開始 : 昭和42年1月15日

第2期工事

佐賀東部中核工業団地を含む三田川地区及び諸富地区の企業に給水するため、昭和45年度から昭和51年度までに送配水施設の建設。

基山地区及び鳥栖北部丘陵地区の企業に給水するため、昭和51年度から昭和52年度までに送配水施設の建設及び浄水施設の整備工事を行った。

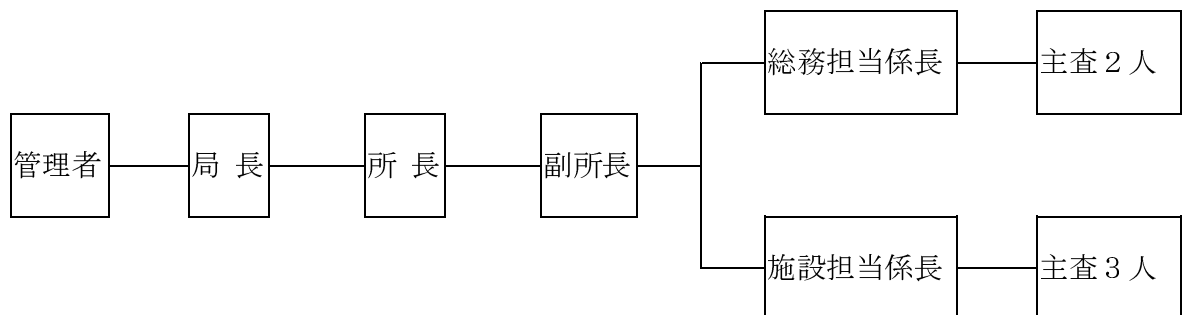
建設費 : 3,968,146千円
 財 源 : 国庫補助金 1,069,067千円
 企業債 2,518,000千円
 出資金 381,079千円
 給水開始 : 三田川・諸富地区 昭和51年4月15日
 基山地区 昭和52年10月1日

第3期工事

佐賀市までの給水計画は、予想需要量が少なく現在のところ休止状態である。

3. 組 織 (平成16年4月1日現在)

(1) 組織図



施設の運転・監視・保安等の業務は、平成10年度より外部に委託されている。業務の委託に伴い工業用水道局の職員数の削減とともに、業

務費の削減を図っている。

(2) 人員構成

職 名	人 員	常勤・非常勤	摘 要
管 理 者	1 名	非常勤	知 事
局 長	1 名	非常勤	農林水産商工本部長
所 長	1 名	常勤	
副 所 長	1 名	常勤	
総務担当係長	1 名	常勤	(副所長兼務)
施設担当係長	1 名	常勤	
総務担当主査	2 名	常勤	
施設担当主査	3 名	常勤	

人員構成は上記表の通りであり、常勤8名のうち3名は工業用水道局採用で、残り5名は知事部局採用である。

工業用水道局採用は現在9名在籍であるが、工業用水道局で勤務する3人以外は他の部局に出向している。

職員の退職金は、知事部局採用職員は知事部局で支給され、工業用水道局採用職員（現在9名在職、うち6名は出向）は、工業用水道局で負担支給する。

4. 施設設備の概要

(1) 浄水場施設の概要

敷地面積	25,401 m ²	
管理棟	704 m ²	
ポンプ電気室	415 m ²	
車庫、倉庫	177 m ²	
職員宿舎	195 m ²	(現在使用していない)

(2) 取水設備（鳥栖市安楽寺町）

取水路・取水柵	1式（1期工事、2期工事）
取付道路	

(3) 導水設備 (鳥栖市安楽寺町)

導水ポンプ設備工 3台 (1期工事 2台、2期工事 1台)
ポンプ井築造工

(4) 浄水設備 (鳥栖市安楽寺町)

沈砂池 1池 (1期工事)
強制沈殿池 2池 (1期工事)
横流式沈殿池 1池 (2期工事)
薬品注入設備 1式
配水池 1池 (1期工事、2期工事)
汚泥処分場 5池 (1期工事 2池、2期工事 3池)
水処理設備工 1式 (1期工事、2期工事)
管理施設工 1式 (1期工事、2期工事)
場内連絡管 1式 (1期工事、2期工事)
場内整備工 1式 (1期工事、2期工事)
その他

(5) 送水設備

江島増圧ポンプ場 (鳥栖市江島町)

増圧ポンプ 3台 (2期工事 3台)
ポンプ井 1池 (2期工事)
電気設備 1式 (2期工事)
ポンプ電気室 245 m² (2期工事)

宿町増圧ポンプ場 (鳥栖市宿町)

増圧ポンプ 4台 (2期工事、北部丘陵)
ポンプ井 1池 (2期工事)
電気設備 1式 (2期工事)
ポンプ電気室 110 m² (2期工事)

三田川・諸富地区送水管敷設 1式 (2期工事)

基山地区送水管敷設 1式 (2期工事)

(6) 配水設備

配水池 2池 (1期工事、2期工事)

電気設備	1式 (2期工事)
配水ポンプ	4台 (1期工事、2期工事)
調圧水槽場 (上峰町切通し)	
調圧水槽築造工	1式 (2期工事)
電気設備	1式 (2期工事)

基山地区 (基山町亀の甲)

配水池築造工	2池 (2期工事、北部丘陵)
電気設備	1式 (2期工事)

鳥栖地区配水管布設 1式 (1期工事)

三田川・諸富地区配水管布設 1式 (2期工事)

送水管

鳥栖市轟木方面	ダクタイル鋳鉄管	7. 5 1 km
鳥栖商工団地	ダクタイル鋳鉄管	2. 4 1 km
三田川・諸富方面	ダクタイル鋳鉄管	3 3. 5 4 km
佐賀東部中核工業団地	ダクタイル鋳鉄管	3. 2 7 km
鳥栖西部工業団地	ダクタイル鋳鉄管	1. 5 0 km
基山方面	ダクタイル鋳鉄管	1 0. 7 0 km
	総延長	5 8. 9 3 km